

関東・東北水害で、東日本大震災の身元・指紋・歯科所見をも 大規模災害で生前情

茨城県と常総市は安否 確認作業(遺体の歯科とにご遺体の身元を判 報を集めるには、各歯

不明者の把握に時間と 所見採取、生前情報収 明させ、家族の元へ帰 科医院で行方不明者の

困難を伴い、公表の在 集、照合)の際、県歯 科医師名簿を見てもら

り方にも課題を残し 科医師会は生前カルテ 会は協力態勢を整え、 当するカルテを提出し

た。また、県と市の行 政の収集に苦慮したこと 岩手医大や派遣された

政同士、行政と警察庁 の間でも情報共有をめ ぐる混乱があった、と

本紙で報道された。 さらに、不明者の公

表により人数の特定が 進めば救助すべき人を 迅速に絞れるとの議論

に、識者が「事前に災 害時の個人情報を取り 扱いは決めておく

べきだ」と指摘して いた。 岩手県警は、DNA

紋も同様である。 市町村に対して行方不

明者名簿が手に入

り、各歯科医院にカル

テ提供をお願いでき

たのは、震災3カ月後

の6月中旬になって

から

だった。

日 報 論 壇

震災の教訓生かされず

菊 月 圭 吾

を教訓とし のご遺体の歯科所見を 師会には行方不明者名

簿が届かなかつた。 しい、前例がない」と

て県内外の 採取した。 県に問い合わせても

の返答で、とても非常

事態の対応とは思えな

い。 さらに「個

り扱いルールを策定し

ていないのか。あれほ

ど悲惨だった東日本大

震災の教訓が生かされ

ないまま、また次の大

規模災害が起こってし

まつのだろう。

（盛岡市 歯科医師

61歳）